

災害時被災者支援制度一覽



佐賀市

令和3年8月

■ 「災害時被災者支援制度一覧」について

近年、全国的に、これまで例のなかった集中豪雨や特別警報級の台風、大地震などが全国で発生し、佐賀市においてもここ数年は毎年のように水害や台風に見舞われています。

市民の皆さまが不幸にして被災された場合にお役立ていただくため、またあらかじめ制度をお知らせすることで災害に対する備えを行う際の参考としていただくため、この度「災害時被災者支援制度一覧」を作成しました。使う必要がないのが一番ですが、もしものときはご活用ください。

なお、支援制度は対象となる災害の規模や範囲等が違うことから、掲載されている制度全てが対象となるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

また、本一覧には、国・佐賀県や各種特殊法人、ライフライン関連企業等まで含めて掲載しており、それぞれの団体等での制度改正に伴い、支援制度の内容が変更されている場合もございます。手続き等を開始する前に、各制度の連絡先にお問い合わせいただくことをお勧めします。

－ 目 次 －

0. 支援制度の手続の前に	5
■罹災証明書・被災届出証明書の発行手続きについて	5
1. 経済・生活面の支援	6
<給付等>	6
(1) 災害弔慰金（災害救助法適用時）	6
(2) 災害障害見舞金（災害救助法適用時）	7
(3) 被災者生活再建支援制度（国制度）	8
(4) 被災者生活再建支援制度（佐賀県単独制度）	9
(5) 小災害罹災者に対する見舞金等	10
(6) 見舞品等の支給（佐賀市社会福祉協議会）	11
(7) 教科書等の無償給与	12
(8) 小・中学生の就学援助	12
<貸付・融資>	13
(9) 災害援護資金の貸付	13
(10) 生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護資金））	14
(11) 佐賀県母子父子寡婦福祉資金	15
(12) 年金担保貸付、労災年金担保貸付	16
(13) 緊急採用奨学金	17
<減免・猶予等>	18
(14) 災害等に伴う住民票等各種証明書等の手数料免除	18
(15) 個人市・県民税の減免	19
(16) 固定資産税・都市計画税の減免	20
(17) 市税の徴収猶予制度	21
(18) 国・県税の特別措置	22
(19) 県税の減免措置	22
(20) 国民健康保険税の減免	23

(21) 国民健康保険税の徴収猶予	24
(22) 国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予.....	25
(23) 国民年金保険料の免除	26
(24) 後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免又は支払猶予.....	27
(25) 介護保険料・介護サービス利用料の減免.....	28
(26) 放課後児童クラブ利用料の減免.....	28
(27) 保育料の減免.....	29
(28) 佐賀県母子父子寡婦福祉資金の償還猶予	29
(29) 佐賀市有線テレビ使用料の減免.....	30
(30) 水道料金・下水道使用料の特別措置（佐賀市上下水道局）	30
(31) 水道料金の特別措置（佐賀東部水道企業団）	31
(32) 各種公共料金の減免、徴収猶予.....	31
(33) NHK 放送受信料の免除	32
(34) 市営住宅の家賃の減免又は徴収猶予	33
(35) 県営住宅の家賃の減免又は徴収猶予	33
(36) 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	34
(37) 児童扶養手当の所得制限緩和措置	35
(38) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の特例措置.....	35
<生活環境・ごみ>	36
(39) 屋内消毒用薬剤の配布	36
(40) 災害ごみの回収・運搬	36
(41) 災害ごみの搬入処理手数料減免.....	37
(42) し尿くみ取り手数料の半額助成.....	37
2. 住まいの確保・再建のための支援	38
<復旧への支援・助成>	38
(43) 災害ボランティアの派遣.....	38

(44) 土砂等の除去・埋戻し等の復旧作業費用の助成	39
(45) 住宅の応急修理（災害救助法）	40
<融資>	41
(46) 災害復興住宅融資（建設）	41
(47) 災害復興住宅融資（住宅購入）	42
(48) 災害復興住宅融資（補修）	43
(49) 生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））	44
(50) 佐賀県母子父子寡婦福祉基金の住宅資金	45
(51) 宅地防災工事資金融資	46
(52) 地すべり等関連住宅融資	47
<住宅の提供>	48
(53) 市営住宅への一時入居	48
(54) 民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅）（災害救助法）	49
<減免>	50
(55) 建築確認手数料の免除	50
3. 農林漁業・中小企業・自営業者への支援制度	51
<融資>	51
(56) 災害貸付	51
(57) 災害復旧貸付	52
(58) 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	53
(59) 日本政策金融公庫による農林漁業者への資金貸付	54
<保証>	55
(60) セーフティネット保証4号	55
4. 各受付窓口のご案内	56

0. 支援制度の手続の前に

被災した場合、まずはご自身及び大切な人の安全を確認することが最優先ですが、当座の身の安全を確保できたら、次に生活再建への対応が必要となります。

被災者の皆さまの生活再建を支援する制度は数多く用意されていますが、制度の適用を受けるには、書類の提出や、被害の程度の確認・記録等が求められる場合があります。以下の点について、できるだけ早めのご対応をお勧めします。

○被害の状況を記録する

罹災証明書・被災届出証明書の発行や各種損害保険等への保険金請求などに必要です。水害の場合どこまで浸水したかが分かる箇所、台風や地震の場合壊れた箇所等をカメラや携帯電話で撮影しておきましょう。

○罹災証明書・被災届出証明書の交付申請を行う

ご自宅が被災されたことを証明する「罹災証明書」を、住所地の自治体が発行します。国・県の被災者生活再建支援金や各種義援金の手続き、損害保険の請求等に必要となります。※ご自宅以外の被災については「被災届出証明書」を発行

佐賀市の場合、市職員が現地確認等を行い発行します。規模の大きな災害の場合、発行までに 1 か月以上かかる場合もありますので、早めの手続きをお勧めします。

■罹災証明書・被災届出証明書の発行手続きについて

発行対象者	佐賀市に住民票を置き、佐賀市内の住家が災害による被害を受けた方 ※店舗、事務所等の事業を用途として使用している建物又は住家や事務所等の建物と一体として使用している車庫や物置、看板等の工作物に被害を受けた場合等、「被災届出証明書」を発行します。
発行手続き時の注意点	・ご自宅の経年劣化による雨漏り等、災害に由来しない被害は対象となりません。 ・火災による住宅等の罹災証明書は各消防署で発行します。
受付窓口	本庁1階 8番窓口 ※大規模災害の際は変更する場合有
手続に必要なもの	本人証明書類（運転免許証、マイナンバーカード等）、被害状況を確認する写真等（写真がない場合は修繕等の業者見積書等） ※代理申請の場合は、委任状の提出が必要
問い合わせ先	佐賀市保健福祉部 福祉総務課 政策係（0952-40-7249） fukushisomu@city.saga.lg.jp
URL	https://www.city.saga.lg.jp/main/21826.html

1. 経済・生活面の支援

<給付等>

(1) 災害弔慰金（災害救助法適用時）

制度の内容	・災害により死亡された方のご遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、弔慰金を支給します。 【弔慰金の支給額】 生計維持者が死亡した場合：500万円 その他の者が死亡した場合：250万円
制度が適用される方	災害により死亡した方のご遺族 【支給の範囲・順位】 1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）
制度適用時の注意点	対象となる災害：自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等
受付窓口	本庁1階 8番窓口 ※大規模災害の際は変更する場合有
手続きに必要なもの	佐賀市から対象者の方に連絡いたします。
問い合わせ先	佐賀市保健福祉部 福祉総務課 政策係（0952-40-7249） fukushisomu@city.saga.lg.jp
URL	http://www.bousai.go.jp/taisaku/choui/pdf/siryo1-1.pdf

(2) 災害障害見舞金（災害救助法適用時）

<p>制度の内容</p>	<p>・災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、障害見舞金を支給します。</p> <p>【見舞金の支給額】</p> <p>生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円</p> <p>その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円</p>
<p>制度が適用される方</p>	<p>災害により以下のような重い障害を受けた方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明した人 2. 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常時介護を要する人 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常時介護を要する人 5. 両上肢をひじ関節以上で失った人 6. 両上肢の用を全廃した人 7. 両下肢をひざ関節以上で失った人 8. 両下肢の用を全廃した人 9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
<p>制度適用時の注意点</p>	<p>1市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害等が対象</p>
<p>受付窓口</p>	<p>本庁1階 8番窓口 ※大規模災害の際は変更する場合有</p>
<p>手続に必要なもの</p>	<p>佐賀市から対象者の方に連絡いたします。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>佐賀市保健福祉部 福祉総務課 政策係（0952-40-7249） fukushisomu@city.saga.lg.jp</p>
<p>URL</p>	<p>http://www.bousai.go.jp/taisaku/choui/pdf/siryo1-1.pdf</p>

(3) 被災者生活再建支援制度（国制度）

<p>制度の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法が適用された災害で、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 支援金の用途は限定されません。何にでもお使いいただけます。 詳細な内容については、内閣府の防災情報ページ「被災者生活再建支援法の概要」（下記URL）をご参照ください。 <p>【支給額】下記の1，2の支援金の合計額 （世帯人数が1人の場合、各該当欄の金額の3／4を支給）</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） 支給額 全壊等：100万円 大規模半壊：50万円 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） 支給額 建設・購入：200万円 補修：100万円 賃借（公営住宅除く）：50万円 <p>※住宅を一旦賃借後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合、合計200（又は100）万円</p>
<p>制度が適用される方</p>	<p>住宅が自然災害（地震・津波・液状化等の地盤被害等）により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯 （※）下記の世帯を含みます</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯） 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）
<p>制度適用時の注意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1市町村において住居が10世帯以上全壊した自然災害等が対象 被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。
<p>受付窓口</p>	<p>本庁1階 8番窓口 ※大規模災害の際は変更する場合有</p>
<p>手続に必要なもの</p>	<p>支給申請書、住民票、罹災証明書、預金通帳の写し等 加算支援金支給の場合、居宅の購入・賃借等契約を証するもの</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>佐賀市保健福祉部 福祉総務課 政策係（0952-40-7249） fukushisomu@city.saga.lg.jp</p>
<p>URL</p>	<p>http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html</p>

(4) 被災者生活再建支援制度（佐賀県単独制度）

<p>制度の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法が適用されない災害で、居住する住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の世帯主に対して支援金を交付します。国の制度で救済されない被災者の方々を救済するための佐賀県独自の制度です。 支援金の使途は限定されません。何にでもお使いいただけます。 <p>【交付額】</p> <p>下記の1, 2の支援金の合計額（世帯人数が1人の場合、各該当欄の金額の3/4を支給）</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） 交付額 全壊等：100万円 大規模半壊：50万円 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） 交付額 建設・購入：200万円 補修：100万円 賃借（公営住宅除く）：50万円 <p>※住宅を一旦賃借後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合、合計200（又は100）万円</p>
<p>制度が適用される方</p>	<p>住宅が自然災害（地震・津波・液状化等の地盤被害等）により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯</p> <p>（※）下記の世帯を含みます</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯） 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）
<p>制度適用時の注意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県内で生じた被災者生活再建支援制度の対象外の自然災害が対象 被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。
<p>受付窓口</p>	<p>本庁1階 8番窓口</p>
<p>手続きに必要なもの</p>	<p>交付申請書、住民票、罹災証明書、預金通帳の写し等 加算支援金交付の場合、居宅の購入・賃借等契約を証するもの</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>佐賀市保健福祉部 福祉総務課 政策係（0952-40-7249） fukushisomu@city.saga.lg.jp</p>

(5) 小災害罹災者に対する見舞金等

<p>制度の内容</p>	<p>本市の住民が災害救助法の適用外の災害にかかり、物的、精神的な援護を必要とする状態にある場合、見舞の金品を支給します。</p> <p>【見舞金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家の全壊、全焼、全流失等の被害を受けた世帯： 1人世帯の場合3万円、以下世帯員1名につき1万円加算 ・住家の半壊、半流失、半焼等の被害を受けた世帯： 1人世帯の場合2万円、以下世帯員1名につき5千円加算 <p>【見舞品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家の全壊、全焼、全流失等の被害を受けた世帯に対し以下の品を支給 毛布：1人1枚 洗面セット：世帯員数が1～2名の場合1箱、3～4名の場合2箱、5名以上の場合3箱
<p>制度が適用される方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住家の全壊、全焼、全流失等の被害を受けた世帯 ・住家の半壊、半流失、半焼等の被害を受けた世帯
<p>制度適用時の注意点</p>	<p>支給対象は住家のみ（自己所有・借家の別は問わないが事業用等は対象外）</p>
<p>受付窓口</p>	<p>佐賀市から対象者の方にご連絡いたします</p>
<p>手続に必要なもの</p>	<p>特に必要ありません</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>佐賀市保健福祉部 福祉総務課 政策係（0952-40-7249） fukushisomu@city.saga.lg.jp</p>

(6) 見舞品等の支給（佐賀市社会福祉協議会）

<p>制度の内容</p>	<p>(5)小災害罹災者に対する佐賀市からの見舞金等同様、家屋の全半壊・床上浸水の世帯に対し、日本赤十字社佐賀県支部からの見舞い品、及び市社会福祉協議会・佐賀県共同募金会・日本赤十字社佐賀県支部からの見舞金を支給します。</p> <p>【見舞金・香典】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市社会福祉協議会 <ul style="list-style-type: none"> 全焼・全壊：5人世帯まで2万円、6人以上世帯3万円 半焼・半壊：一律1万円 香典：お一人1万円 ・佐賀県共同募金会 <ul style="list-style-type: none"> 全焼・全壊：2万円 半焼・半壊：1万円 香典：お一人1万円 ・日本赤十字社関係 <ul style="list-style-type: none"> 全焼・全壊：日赤県本部 1万円 ※半焼・半壊は対象外、香典はありません <p>【見舞い品】</p> <p>緊急日用品セット（応急手当用品、筆記用具、携帯ラジオ等）： 4人世帯まで1個、5人以上世帯2個</p> <p>バスタオル：1人1枚 毛布：1人1枚</p>
<p>制度が適用される方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住家の全壊、全焼、全流失等の被害を受けた世帯 ・住家の半壊、半流失、半焼等の被害を受けた世帯
<p>制度適用時の注意点</p>	<p>支給対象は住家のみ（自己所有・借家の別は問わないが事業用等は対象外）</p>
<p>受付窓口</p>	<p>(5)小災害罹災者に対する佐賀市からの見舞金等 の手続と同時に受け付けます。</p>
<p>手続に必要なもの</p>	<p>特に必要ありません</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>佐賀市社会福祉協議会（0952-32-6670） soumu@scshakyou.jp</p>

(7) 教科書等の無償給与

制度の内容	政令で定める程度の災害が発生し、災害救助法が適用された災害が発生した場合、教科書及び教科書以外の教材（文房具、通学用品等）を補給します。 ※災害救助法適用があった際、各学校より連絡が行われます。
制度が適用される方	災害等により、教科書及び教材を喪失または損傷等し、就学上支障のある児童生徒
制度適用時の注意点	児童生徒が佐賀市立以外の学校に在籍している場合、佐賀市からの教科書及び学用品の補給は行いません。
受付窓口	佐賀市役所大財別館2階 学事課 学校支援係 ※児童生徒が在籍している佐賀市立小中学校でも受け付けます
手続に必要なもの	保護者様あてに、教科書及び教科書以外の教材について被害状況調査を行います。調査表に必要事項を記入し、各学校に提出を行ってください。
問い合わせ先	佐賀市教育部 学事課 学校支援係（0952-40-7359） gakuji@city.saga.lg.jp

(8) 小・中学生の就学援助

制度の内容	学用品費、給食費、医療費、修学旅行費など、学校に係る費用の一部を援助します。（学年や就学状況により該当しない費目あり）
制度が適用される方	災害等により就学援助を支給する必要があると認められた世帯
制度適用時の注意点	児童生徒が佐賀市立以外の学校に在籍している場合、佐賀市からの給食費、医療費の支給は行いません。
受付窓口	佐賀市役所大財別館2階 学事課 学務係 ※児童生徒が在籍している佐賀市立小中学校でも受け付けます
手続に必要なもの	下記 問い合わせ先にご確認ください。
問い合わせ先	佐賀市教育部 学事課 学務係（0952-40-7358） gakuji@city.saga.lg.jp

<貸付・融資>

(9) 災害援護資金の貸付

制度の内容	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。													
	【貸付限度額等】													
	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合												
		ア 当該負傷のみ	150万円											
		イ 家財の3分の1以上の損害	250万円											
		ウ 住居の半壊	270万円											
		エ 住居の全壊	350万円											
		②世帯主に1か月以上の負傷がない場合												
		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円											
		イ 住居の半壊	170万円											
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円													
エ 住居の全体の滅失又は流出	350万円													
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）													
据置期間	3年以内（特別の場合5年）													
償還期間	10年以内（据置期間を含む）													
制度が適用される方	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 ・家財の3分の1以上の損害 ・住居の半壊又は全壊・流出 													
制度適用時の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市県民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1, 270万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で災害救助法が適用された市町が1以上ある等の災害が対象 		世帯人員	市県民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1, 270万円
世帯人員	市県民税における前年の総所得金額													
1人	220万円													
2人	430万円													
3人	620万円													
4人	730万円													
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1, 270万円													
受付窓口	本庁1階 8番窓口													
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書（世帯主の負傷を理由とする場合） ・当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書（当該世帯が前年度に佐賀市以外の自治体から住民税を課税されている場合） 													
問い合わせ先	佐賀市保健福祉部 福祉総務課 政策係（0952-40-7249） fukushisomu@city.saga.lg.jp													

(10) 生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護資金））

制度の内容	<p>金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な資金を貸し付ける制度です。</p> <p>生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費）」についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。</p>								
	<p>【貸付限度額等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急小口資金 								
	<table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から2か月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後12月以内</td> </tr> </table>	貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子	据置期間	貸付けの日から2か月以内	償還期間	据置期間経過後12月以内
	貸付限度額	10万円以内							
	貸付利率	無利子							
	据置期間	貸付けの日から2か月以内							
	償還期間	据置期間経過後12月以内							
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉費（災害援護資金） 								
	<table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6か月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> </table>	貸付限度額	150万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6か月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
	貸付限度額	150万円（目安）							
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%								
据置期間	貸付けの日から6か月以内								
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）								
<p>制度が適用される方</p> <ul style="list-style-type: none"> 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 <p>※災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外</p>									
<p>制度適用時の注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 同じ福祉費の「住宅補修費（P.44に掲載）」で融資を受けた場合、災害援護資金の貸付は行えません。 									
<p>受付窓口</p> <p>佐賀市社会福祉協議会（佐賀市兵庫北三丁目8番36号 佐賀市保健福祉会館（ほほえみ館）3階）</p>									
<p>手続に必要なもの</p> <p>資金の種類、世帯状況により用意するものが異なりますので、まずはお電話をお願いします。</p>									
<p>問い合わせ先</p> <p>佐賀市社会福祉協議会（0952-32-6670） fukushi@scshakyou.jp</p>									

(1 1) 佐賀県母子父子寡婦福祉資金

<p>制度の内容</p>	<p>佐賀県母子父子寡婦福祉資金は、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な資金を貸し付ける制度です。</p> <p>災害に直接関係する資金としては「住宅資金」があります。</p> <table border="1" data-bbox="448 495 1385 734"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円。 災害等により必要と認められる場合200万円</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な費用</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>保証人を立てた場合無利子。立てない場合、年1%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付後6ヶ月</td> </tr> </table> <p>その他にもたくさん資金が用意されていますが、資金の種類によって貸付対象者、貸付限度額や利子に違いがありますので、詳しくは下記問い合わせ先にご相談ください。</p>	貸付限度額	150万円。 災害等により必要と認められる場合200万円	対象経費	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な費用	利率	保証人を立てた場合無利子。立てない場合、年1%	据置期間	貸付後6ヶ月
貸付限度額	150万円。 災害等により必要と認められる場合200万円								
対象経費	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な費用								
利率	保証人を立てた場合無利子。立てない場合、年1%								
据置期間	貸付後6ヶ月								
<p>制度が適用される方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） <ol style="list-style-type: none"> 1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養する方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ・父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） <ol style="list-style-type: none"> 1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養する方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ・寡婦福祉資金（以下のどちらかに該当する方が対象） <ol style="list-style-type: none"> 1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方） 2. 40歳以上の配偶者のいない女子でかつて母子家庭の母及び寡婦以外の方 								
<p>制度適用時の注意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付資金の種類に応じて条件があります。また、振込日に応じて申請書の提出期限を定めている場合があります。詳しくは、下記問い合わせ先にお問い合わせください。 ・災害により被災した母子家庭・父子家庭・寡婦等に対し、償還金の支払い猶予制度があります。P.29をご参照ください。 								
<p>受付窓口</p>	<p>本庁1階58番窓口</p>								
<p>手続に必要なもの</p>	<p>事前にお問い合わせください。</p>								
<p>問い合わせ先</p>	<p>佐賀市子育て支援部 こども家庭課 ひとり親支援係 (0952-32-6670) kodomo@city.saga.lg.jp</p>								

(12) 年金担保貸付、労災年金担保貸付

制度の内容	国民年金、厚生年金保険、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを融資します。						
	【貸付限度額等】						
	<table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>次の要件を満たす額の範囲内 ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の1.5倍以内（原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内）</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>保健・医療や住宅改修資金など</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要</td> </tr> </table>	貸付限度額	次の要件を満たす額の範囲内 ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の1.5倍以内（原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内）	対象経費	保健・医療や住宅改修資金など	保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要
	貸付限度額	次の要件を満たす額の範囲内 ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の1.5倍以内（原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内）					
対象経費	保健・医療や住宅改修資金など						
保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要						
制度が適用される方	厚生年金保険、国民年金又は労働者災害補償保険の年金受給者 ※各種共済年金、恩給、老齢福祉年金、特別障害給付金、各種基金は対象となりません。						
制度適用時の注意点	金利については独立行政法人福祉医療機構ホームページ（下記URL）、又は問い合わせ先にご確認ください。						
受付窓口	「独立行政法人福祉医療機構代理店」と表示された金融機関のうち、年金受取口座のある店舗窓口 ※ゆうちょ銀行、農協及び労働金庫は取扱窓口となっております。						
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込書（取扱金融機関の店舗に用意してあります。） ・年金証書 ・現在の年金支給額を証明する書類（最も新しいもの） <ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険または国民年金の年金を担保にお申込みの場合 年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書、年金送金通知書、年金決定通知書・支給額変更通知書、国民年金（基礎年金）の支払いに関する通知書、年金支払通知書からひとつ ○労働者災害補償保険の年金を担保にお申込みの場合 年金等振込通知書又は年金等送金通知書、支給決定通知書、変更決定通知書、スライド等による変更決定通知書 ・実印 ・印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの） ・ご本人であることを確認できる写真付証明書（有効期限内のもの） ・資金用途の確認資料（見積書、請求書等） 						
問い合わせ先	独立行政法人福祉医療機構（年金貸付部 年金貸付課） （03-3438-0224）						
URL	https://www.wam.go.jp/hp/cat/nenkinrousaikasituke/						

(13) 緊急採用奨学金

制度の内容	災害救助法適用地域に居住する世帯で、当該の災害により家計が急変したことにより奨学金を希望される方、奨学生を貸与します。
制度が適用される方	災害救助法適用地域に居住する世帯で、当該の災害により家計が急変したことにより奨学金を希望される方
制度適用時の注意点	災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生・生徒等についても、採用できる場合があります。
受付窓口	学校窓口
手続に必要なもの	学校窓口にお問い合わせください。
問い合わせ先	学校窓口

<減免・猶予等>

(14) 災害等に伴う住民票等各種証明書等の手数料免除

制度の内容	罹災証明書等の提示により、災害が原因で被災者が必要となった ・住民票(写) ・印鑑登録証明書 ・戸籍謄抄本 ・税務諸証明 ・マイナンバーカード（再交付） などの手数料について免除します。 ※免除期間：罹災した日から1年以内（ただし、マイナンバーカードの再交付は3か月以内） ※コンビニ及び本庁マルチコピー機での証明書等交付は対象外
制度が適用される方	国、地方公共団体等が発行した、各種災害の罹災を原因とする罹災証明書等の交付を受けた者
制度適用時の注意点	手数料を減免した各種証明書の用途は、災害が原因で必要となった各種申請に限ります。
受付窓口	本庁1階 41番～46番窓口
手続に必要なもの	・罹災証明書又は被災届出証明書（原本） ・本人確認書類（運転免許証等） ・各種証明書発行・交付手数料等免除申請書（窓口備付） ※代理人での申請の場合は委任状が必要
問い合わせ先	佐賀市市民生活部 市民生活課（0952-40-7081） shimin@city.saga.lg.jp

(15) 個人市・県民税の減免

制度の内容	<p>災害等により受けた損害の金額（損害賠償金等の補てん額を除く）が住宅や家財の被災前の価格の3割以上である場合、前年中の合計所得金額に応じて納期末到来の当該年度分市・県民税を減免できる場合があります。</p> <p>【減免割合】12.5%～全額</p>
制度が適用される方	<p>災害等により被害を受けた市・県民税の納税義務者（前年中の合計所得金額が1,000万円以下の人に限る）</p>
制度適用時の注意点	<p>原則として、災害が発生した日の属する年度分の税額のうち、同日以後に納期末日が到来する税額で未納付分が対象です。</p>
受付窓口	<p>本庁3階 市民税課 ※大災害の場合特設窓口を設置</p>
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・印かん（認印可。氏名自署及び本人確認により省略可。） ・罹災証明書 ・損害保険等の支払額証明（損害保険等の支払いを受けた場合）
問い合わせ先	<p>佐賀市市民生活部 市民税課 個人市民税係（0952-40-7062） shiminzei@city.saga.lg.jp</p>

(16) 固定資産税・都市計画税の減免

<p>制度の内容</p>	<p>市の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産を対象に、被害の程度に応じて固定資産税・都市計画税を減免します。</p> <p>【家屋・償却資産】 評価額の2割以上4割未満の価値の減少…4割減免 評価額の4割以上6割未満の価値の減少…6割減免 評価額の6割以上の価値の減少……………8割減免 全壊等または復旧不能のとき……………全部減免</p> <p>【土地】 被害面積が2割以上4割未満……………4割減免 被害面積が4割以上6割未満……………6割減免 被害面積が6割以上8割未満……………8割減免 被害面積が8割以上……………全部減免</p>
<p>制度が適用される方</p>	<p>一定規模以上の被害を受けた固定資産税の納税義務者</p>
<p>制度適用時の注意点</p>	<p>原則として、災害が発生した日の属する年度分の税額のうち、同日以後に納期末日が到来する税額で未納付分が対象です。</p>
<p>受付窓口</p>	<p>本庁3階 55番窓口 ※大災害の場合特設窓口を設置</p>
<p>手続に必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した部分の写真と、被災した部分を含む全景写真（スマートフォン等で撮影した場合、プリントアウトしてお持ち込みください） ・申請者ご本人であることを確認できる書類（運転免許証等） <p>※納税義務者及びその同居家族以外の方が手続きを行う場合、委任状が必要です。</p> <p>※償却資産の一部損壊の場合は、減免割合の算出のため、修理費用が分かる書類を求める場合があります。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>佐賀市市民生活部 資産税課 土地一・二係、家屋一・二係、管理・償却資産係 (0952-40-7070 (土地)、7071 (家屋)、7073 (償却資産)) shisanzei@city.saga.lg.jp</p>

(17) 市税の徴収猶予制度

制度の内容	災害によって市税を一時に納付することができないと認められる場合には、納税者の申請に基づき、1年以内の期間に限り、「徴収の猶予」が認められることがあります。
制度が適用される方	罹災により市税を一時に納付することができない方
制度適用時の注意点	申請にあたっては、徴収猶予を受けようとする期間より前に申請する必要があります。
受付窓口	本庁3階 51番窓口 ※大災害の場合特設窓口を設置
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収の猶予申請書 ・ 財産収支状況書 ・ 財産目録 ・ 収支の明細書 ・ 災害などの事実を証明する書類（※罹災証明書など） ・ 担保の提供に関する書類（※猶予の金額が50万円を超え、猶予の期間が2か月を超える場合に必要）
問い合わせ先	佐賀市市民生活部 納税課 整理一・二・三係 (0952-40-7076・7077) nozei@city.saga.lg.jp

(18) 国・県税の特別措置

制度の内容	罹災による損害を受け、罹災証明書又は被災届出証明書（P.5 参照）の発行を受けた場合などは、国税や県税などの申告や納付期限の延長、納税の猶予制度の適用を受けることができます場合があります。
制度が適用される方	罹災により一定以上の損害が発生した方
制度適用時の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、災害が発生した日以後1年以内に納付すべき国税など、同日以後に納期限が到来する未納付分が対象ですが、既に納期限の到来している国税についても一定の要件を満たせば納税の猶予の対象となる場合があります。 ・税目によって申請期限や制度適用条件等が異なりますので、下記の問い合わせ先にご確認ください。
受付窓口	下記 問い合わせ先にご確認ください。
手続に必要なもの	下記 問い合わせ先にご確認ください。
問い合わせ先	国税：佐賀税務署（0952-32-7511） 県税：佐賀県税事務所（0952-30-3161）

(19) 県税の減免措置

制度の内容	罹災による損害を受け、罹災証明書又は被災届出証明書（P.5 参照）の発行を受けた場合などは、県税が減免される場合があります。
制度が適用される方	罹災により一定以上の損害が発生した方
制度適用時の注意点	・税目によって申請期限や制度適用条件等が異なりますので、下記の問い合わせ先にご確認ください。
受付窓口	下記 問い合わせ先にご確認ください。
手続に必要なもの	下記 問い合わせ先にご確認ください。
問い合わせ先	佐賀県税事務所（0952-30-3161）

(20) 国民健康保険税の減免

制度の内容	震災、火災、風水害その他これらに類する災害により、納税義務者又はその世帯に属する被保険者の所有する住宅又は家財にその価格の10分の3を超える損害（火災の場合は半焼以上。ただし保険金、損害賠償金等により補填される金額を除きます。）を受けた場合、国民健康保険税の減免を受けることができます。
制度が適用される方	災害により、住宅又は家財に著しい損害を受けた国民健康保険加入世帯の納税義務者
制度適用時の注意点	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険税（所得割額）の算定基礎となった総所得金額等（擬制世帯主の所得を含む）が600万円以下であること。・原則として、災害発生後1年以内に納期末日が到来する税額で未納付分が対象です。
受付窓口	本庁1階26～28番窓口
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・世帯主の印鑑・罹災証明書 等・損害保険等の支払額証明（損害保険等の支払いを受けた場合）
問い合わせ先	佐賀市保健福祉部 保険年金課 資格賦課係（0952-40-7272） hoken@city.saga.lg.jp

(21) 国民健康保険税の徴収猶予

制度の内容	災害により国民健康保険税を一時に納付することができないと認められる場合には、納税者の申請に基づき、1年以内の期間に限り、「徴収の猶予」が認められることがあります。
制度が適用される方	罹災により国民健康保険税を一時に納付することができない方
制度適用時の注意点	申請にあたっては、徴収猶予を受けようとする対象税額の納期限より前に申請する必要があります。
受付窓口	本庁1階17～19番窓口
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収の猶予申請書 ・財産収支状況書 ・財産目録 ・収支の明細書 ・災害などの事実を証明する書類（※罹災証明書など） ・担保の提供に関する書類（※猶予の金額が50万円を超え、猶予の期間が2か月を超える場合に必要）
問い合わせ先	佐賀市保健福祉部 保険年金課 収納整理係（0952-40-7273） hoken@city.saga.lg.jp

(22) 国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予

<p>制度の内容</p>	<p>医療機関等窓口で支払う一部負担金について、支払義務を負う世帯主又は世帯員が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡、心身に障害を受けたとき、若しくは資産に重大な損害を受けたとき、受けた損害の割合（保険金、損害賠償金等により補填が行われた場合、損害の程度に相当する額から補填額を控除する）に応じて、一旦徴収猶予を行い、そのうえで減免できる場合があります。</p> <p>【要件別減免内容】</p> <table border="1" data-bbox="432 651 1190 869"> <thead> <tr> <th>減免の要件</th> <th>減免内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡したとき</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>心身に障がいを受けたとき</td> <td>70パーセント減額</td> </tr> <tr> <td>家屋等が全焼又は全壊</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>家屋等が半焼又は大規模半壊</td> <td>70パーセント減額</td> </tr> <tr> <td>家屋等が部分焼又は半壊</td> <td>50パーセント減額</td> </tr> </tbody> </table>	減免の要件	減免内容	死亡したとき	免除	心身に障がいを受けたとき	70パーセント減額	家屋等が全焼又は全壊	免除	家屋等が半焼又は大規模半壊	70パーセント減額	家屋等が部分焼又は半壊	50パーセント減額
減免の要件	減免内容												
死亡したとき	免除												
心身に障がいを受けたとき	70パーセント減額												
家屋等が全焼又は全壊	免除												
家屋等が半焼又は大規模半壊	70パーセント減額												
家屋等が部分焼又は半壊	50パーセント減額												
<p>制度が適用される方</p>	<p>一部負担金の支払義務を負う、一定規模以上の被害を受けた世帯主または世帯員</p>												
<p>制度適用時の注意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関を受診される前に申請し、承認を受ける必要があります。さかのぼっての減免は行えません。 ・国民健康保険以外の健康保険・共済組合等に参加されている方は、当該健康保険等にお問い合わせください。 												
<p>受付窓口</p>	<p>本庁1階24～25番窓口</p>												
<p>手続に必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・損害保険等の支払額証明（損害保険等の支払いを受けた場合） ・印鑑 												
<p>問い合わせ先</p>	<p>佐賀市保健福祉部 保険年金課 給付係（0952-40-7271） hoken@city.saga.lg.jp</p>												

(23) 国民年金保険料の免除

制度の内容	震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者の所有する住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けた時は、申請して承認されると国民年金保険料が全額免除になります。
制度が適用される方	国民年金第1号被保険者の方
制度適用時の注意点	免除が承認された期間は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、将来の老齢基礎年金の金額を計算する際、免除が承認された期間は、保険料を全額納めた時に比べて2分の1の算入になり、結果年金額が少なくなります。
受付窓口	本庁1階20～21番窓口 又は佐賀年金事務所
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況届（日本年金機構様式） ・身分証明書（顔写真付） ・損害保険等の支払額証明（損害保険等の支払いを受けた場合） ・罹災証明書 ・認印
問い合わせ先	佐賀市保健福祉部 保険年金課 国民年金係（0952-40-7275） hoken@city.saga.lg.jp

(24) 後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免又は支払猶予

<p>制度の内容</p>	<p>後期高齢者医療保険の被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた際、受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）に応じて、後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減額・免除もしくは徴収猶予を受けられる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受けた損害の金額がその住宅又は家財の価格の2割以上3割未満 ⇒ 徴収猶予 ・ 受けた損害の金額がその住宅又は家財の価格の3割以上 ⇒ 減額又は免除
<p>制度が適用される方</p>	<p>震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた、後期高齢者医療保険の被保険者又はその属する世帯の世帯主</p>
<p>制度適用時の注意点</p>	<p>前年中の世帯の合計所得額が1,000万円を超える場合、適用されません。</p>
<p>受付窓口</p>	<p>本庁1階22～23番窓口</p>
<p>手続に必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書 ・ 損害保険の支払額証明（損害保険の支払いを受けた場合） ・ 印鑑
<p>問い合わせ先</p>	<p>佐賀市保健福祉部 保険年金課 後期高齢者医療係 (0952-40-7274) hoken@city.saga.lg.jp</p>

(25) 介護保険料・介護サービス利用料の減免

制度の内容	火災や風水害などで著しい損害を受けた場合に、介護保険料の減免や徴収猶予、介護サービス利用料の軽減を受けられることがあります。
制度が適用される方	火災や風水害などにより住宅・家財またはその他の財産について著しい損害を受けた方
制度適用時の注意点	損害割合が10分の3以上であって、かつ、前年中の世帯の合計所得金額の合計額が1,000万円以下。
受付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁1階 6、7番窓口 ・中部広域連合 業務課・給付課（佐賀商工ビル5階）
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・家屋等の保険証書の写し ・損害保険の支払額証明（損害保険の支払いを受けた場合）
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市保健福祉部 高齢福祉課 地域包括支援係 (0952-40-7284) korei@city.saga.lg.jp ・佐賀中部広域連合 業務課 (0952-40-1135) 給付課 (0952-40-1134) rengo@chubu.saga.saga.jp
URL	https://www.chubu.saga.saga.jp/kaigohoken/hokenryo/_1372.html

(26) 放課後児童クラブ利用料の減免

制度の内容	居住する家屋等に著しい損害を受けた場合、放課後児童クラブ利用料の全部又は一部を減免します。
制度が適用される方	災害で居住する家屋に床上浸水以上の被害を受けた、放課後児童クラブを利用している児童の保護者
制度適用時の注意点	全壊：利用料（基本、延長、土曜日）の全額 半壊または床上浸水：利用料（基本、延長、土曜日）の半額
受付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁1階 50～53番窓口
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ利用料減額・免除申請書 ・罹災証明書等、居住地の市町が被害を受けたことを証明する書類（コピー可）
問い合わせ先	佐賀市子育て支援部 子育て総務課 児童育成係 (0952-40-7285) kosodate@city.saga.lg.jp

(27) 保育料の減免

制度の内容	<p>災害で居住する家屋等に損害を受けた世帯について、保育料の減免を行います。</p> <p>【減免の割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊：全額免除 ・半壊または床上浸水：5割減額
制度が適用される方	居住する家屋等に損害を受けた教育・保育施設に入所する児童がいる世帯
制度適用時の注意点	連帯借受人がある場合は、連帯借受人の償還能力がないことを証する書類の添付が必要。
受付窓口	本庁1階59～62番窓口
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収金減免等申請書（申請時にお渡し） ・罹災証明（コピー可）または市が所有する罹災証明の閲覧・複写に関する同意書
問い合わせ先	佐賀市子育て支援部 保育幼稚園課 入所・入園係 (0952-40-7290) hoiku@city.saga.lg.jp

(28) 佐賀県母子父子寡婦福祉資金の償還猶予

制度の内容	<p>佐賀県母子父子寡婦福祉資金は、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な資金を貸し付ける制度です。（詳細はP.15、45を参照）</p> <p>【償還猶予ができる場合】</p> <p>災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、貸付を受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるとき。※連帯借受人が、支払期日に償還金を支払うことができると認められるときは、この限りではありません。</p>
制度が適用される方	罹災者で母子・父子・寡婦福祉資金貸付を受けている方
制度適用時の注意点	連帯借受人がある場合は、連帯借受人の償還能力がないことを証する書類の添付が必要。
受付窓口	本庁1階58番窓口
手続に必要なもの	市長、警察署長又は消防署長が発行する証明書（罹災証明書など）
問い合わせ先	佐賀市子育て支援部 こども家庭課 ひとり親支援係 (0952-40-7292) kodomo@city.saga.lg.jp

(29) 佐賀市有線テレビ使用料の減免

制度の内容	佐賀市有線テレビ加入者で被災された方の使用料を減免します。 ※救助から2か月間以内（救助日の属する月及びその翌月のみ）
制度が適用される方	災害救助法による救助が行われた区域において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた方
制度適用時の注意点	対象地区：富士町・三瀬村並びに大和町のうち大字八反原、大字梅野、大字名尾並びに大字松瀬の全域並びに大和町大字久池井及び大字川上の一部
受付窓口	本庁大財別館1階 地域政策課 大和・富士・三瀬支所 総務・地域振興グループ
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災状況の写真 ・罹災証明書 ・本人確認書類（運転免許証等） ※印鑑はなくても構いません。
問い合わせ先	佐賀市地域振興部 地域政策課 地域政策係（0952-40-7210） chiiki@city.saga.lg.jp
URL	https://www.city.saga.lg.jp/main/1630.html

(30) 水道料金・下水道使用料の特別措置（佐賀市上下水道局）

制度の内容	災害により被害を受けた方に対して、水道料金・下水道使用料の減免・支払猶予を実施することがあります。
制度が適用される方	佐賀市上下水道局給水区域内で水道の契約をされている方、及び佐賀市内で下水道を使用されている方のうち、災害による被害を受けた方
制度適用時の注意点	対象地区（水道）：旧佐賀市、旧諸富町、旧大和町、旧富士町、旧久保田町 ※旧三瀬村は水道事業エリア外。旧川副町、旧東与賀町については次の項にてご案内します。 対象地区（下水道）：佐賀市全域
受付窓口	佐賀市上下水道局（若宮三丁目6-60）業務課窓口
手続に必要なもの	被害の状況が分かる写真、罹災証明書または被災届出証明書の写し、その他被災状況がわかるもの のうちいずれかひとつ
問い合わせ先	佐賀市上下水道局 水循環部 業務課（0952-33-1313） gyomu.sui@city.saga.lg.jp

(31) 水道料金の特別措置（佐賀東部水道企業団）

制度の内容	災害により被害を受けた方に対して、水道料金の減免・支払猶予を実施することがあります。
制度が適用される方	佐賀東部水道企業団による水道事業の給水区域内にお住まいで、水道の契約をされている、災害により被害を受けた方
制度適用時の注意点	対象地区：川副町、東与賀町。これ以外の地区の方は、佐賀市上下水道局（P.30 参照）へお問い合わせください。
受付窓口	佐賀東部水道企業団（兵庫町大字西淵 1960-4）
手続に必要なもの	被害の状況が分かる写真、罹災証明書または被災届出証明書の写し、その他被災状況がわかるもの のうちいずれかひとつ
問い合わせ先	佐賀東部水道企業団（0952-30-6151） sagatsk1@huk.bbq.jp

(32) 各種公共料金の減免、徴収猶予

制度の内容	被災者の方に対して、電気・電話・携帯電話料金等の減免・支払猶予や一部サービスの無料化を実施することがあります。
制度が適用される方	【電気】災害救助法の適用となる地域および隣接する地域にお住まいの方 【固定電話】避難指示、避難勧告等により電話が使用できなかったお客様、及び建物損壊等で電話が使用できなかったお客様 【携帯電話】被災地区にお住まいの方、又は被災地区にお住まいで携帯電話が破損・紛失・故障した方や各種サービス等が使えなかった方
制度適用時の注意点	それぞれの取扱会社にお問い合わせください。 ※ガス事業者については制度の有無について確認できておりません
受付窓口	それぞれの取扱会社にお問い合わせください。
手続に必要なもの	それぞれの取扱会社にお問い合わせください。
問い合わせ先	九州電力 佐賀営業所 0120-986-303 西日本電信電話 佐賀支店（局番なし）116 ※九州電力以外の電力会社、西日本電信電話以外の固定電話、携帯電話にかかる料金等の減免・支払猶予等については、ご契約先各社に個別にお問い合わせください。会社によっては減免等の制度がない場合もあります。

(33) NHK 放送受信料の免除

制度の内容	災害により被害を受けた NHK 受信契約者に対する放送受信料が一定期間免除されることがあります。
制度が適用される方	<ul style="list-style-type: none">・災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の 2 か月間とする。・上記項目によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき放送受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの。
制度適用時の注意点	免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等によりすでにお支払いただいている場合は、お支払済み分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。
受付窓口	日本放送協会（NHK）佐賀放送局
手続に必要なもの	NHK による調査、または放送受信契約をいただいている皆さまからのお届けにより、免除対象となる方を確定させていただきます。
問い合わせ先	NHK ふれあいセンター （ナビダイヤル：0570-077-077、IP 電話等によりナビダイヤルが繋がらない場合は、050-3786-5003） ※受付時間：午前 9 時～午後 6 時（土日祝日も受付）

(34) 市営住宅の家賃の減免又は徴収猶予

制度の内容	市営住宅の入居者又は同居者が災害により著しい損害を受け、家賃の支払いが困難となった場合に、家賃の減額ができる場合があります。
制度が適用される方	災害により著しい損害を受けた方。
制度適用時の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・減免の期間は1年以内 ・徴収猶予期間は、1カ月以上6カ月以内 ・家賃の滞納がないこと ・収入等の条件あり
受付窓口	・本庁5階 建築住宅課
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅家賃等減免（徴収猶予）申請書 ・所得証明書 ・罹災証明書 ・印鑑
問い合わせ先	佐賀市建設部 建築住宅課 住宅政策係（0952-40-7291） kenchikujutaku@city.saga.lg.jp

(35) 県営住宅の家賃の減免又は徴収猶予

制度の内容	県営住宅の入居者または同居者の方が災害により著しい損害を受けた場合、家賃の減免・支払猶予を実施することがあります。
制度が適用される方	県営住宅入居者または同居者で、災害により身体または財産に著しい損害を受けた方
制度適用時の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・減免の期間は1年以内 ・徴収猶予期間は、1カ月以上6カ月以内 ・家賃滞納や迷惑行為など、公営住宅法、佐賀県営住宅条例及び佐賀県営住宅条例施行規則に違反する行為を行っていないこと。 ・収入等の条件あり
受付窓口	佐賀県営住宅（東部地区）指定管理者（株）マベック佐賀管理室（八丁畷町8番1号 佐賀総合庁舎別館内）
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書、・誓約書 ・災害の復旧にかかる費用がわかるもの
問い合わせ先	佐賀県営住宅指定管理者 株式会社マベック 佐賀管理室（0952-20-2500）

(36) 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

<p>制度の内容</p>	<p>地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を以下の通り変更します。</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ（ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ） ※フラット35（買取型）の場合は0.5%引き下げた金利 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 ※支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取扱いの金融機関にご相談ください。
<p>制度が適用される方</p>	<p>以下のいずれかに該当し、被災後の収入が住宅金融支援機構で定める基準以下となる見込みの方</p> <ol style="list-style-type: none"> 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 債務者又は家族が死亡・負傷したため著しく収入が減少した方 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
<p>制度適用時の注意点</p>	<p>—</p>
<p>受付窓口</p>	<p>ご返済中の金融機関窓口</p>
<p>手続に必要なもの</p>	<p>詳しくは事前にお問い合わせください。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル（0120-086-353）※災害専用ダイヤル</p>
<p>URL</p>	<p>住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html</p>

(37) 児童扶養手当の所得制限緩和措置

制度の内容	<p>児童扶養手当受給者において、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、受給者又は配偶者若しくは扶養義務者が所有する住宅、家財又はその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等を除く）がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けた場合は、損害を受けた月から翌年10月までの手当については、所得制限を適用せず、その全部を支給します。</p> <p>なお、原則は災害が生じた日から14日以内に以下のものを提出する必要がありますが、特別な事情がある場合等はそれ以降の提出でも構いません。</p>
制度が適用される方	児童扶養手当受給者のうち、住宅、家財又はその他財産に被害を受けた者
制度適用時の注意点	被害を受けた財産の被害金額が、被災財産の価格の2分の1以上であること。
受付窓口	本庁1階 54～57番窓口
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者本人であることが確認できる書類（運転免許証等） ・被災した住宅等の詳細が分かるもの（規模、構造、延面積、価格等が必要） ・損害保険の支払額証明（損害保険の支払いを受けた場合）
問い合わせ先	佐賀市子育て支援部 こども家庭課 子育て給付係 (0952-40-7252) kodomo@city.saga.lg.jp

(38) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の特例措置

制度の内容	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の受給権（資格）者で、所得制限により支給が停止されている方のうち、災害により住宅や家財等に概ね1/2以上の損害を受けた方については、申請により支給停止を一定期間行わないことができる場合があります。
制度が適用される方	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の受給権（資格）者で所得制限により支給が停止されている方のうち、住宅や家財等に概ね1/2以上の損害を受けた方
制度適用時の注意点	罹災証明書が必要です。
受付窓口	本庁1階 9～13番窓口
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当/障害児福祉手当/特別障害者手当 被災状況書 ・罹災証明書
問い合わせ先	佐賀市保健福祉部 障がい福祉課 障がい総務係 (0952-40-7251) shogaifukushi@city.saga.lg.jp

<生活環境・ごみ>

(39) 屋内消毒用薬剤の配布

制度の内容	<p>災害により床上浸水し、屋内の消毒が必要な世帯へ消毒薬を無償で配布します。</p> <p>【配布手続き】 単位自治会長などからの申し出により、自治会長宅又は自治公民館等に配布</p> <p>【配布する消毒薬】 塩化ベンザルコニウム（液体）</p>
制度が適用される方	床上浸水し、屋内の消毒が必要な世帯
制度適用時の注意点	消毒薬を配布できるのは、床上浸水した家屋のみです。
受付窓口	原則単位自治会長を通じて環境政策課が配布
手続に必要なもの	なし
問い合わせ先	佐賀市環境部 環境政策課 生活環境係（0952-40-7200） kankyoseisaku@city.saga.lg.jp

(40) 災害ごみの回収・運搬

制度の内容	自治会単位等で集積された災害ごみについて回収・運搬を行います。また、災害により飛来したごみ等については、環境パトロール係が現場の状況を確認し、回収します。
制度が適用される方	佐賀市内の居宅等が被災した方
制度適用時の注意点	受付期間を設定しますので問い合わせ先にご確認ください。
受付窓口	環境保全課（高木瀬町大字長瀬 2563、佐賀市清掃工場東）
手続に必要なもの	なし
問い合わせ先	佐賀市環境部 環境保全課 環境パトロール係 （0952-30-2436） kanyohozen@city.saga.lg.jp

(4 1) 災害ごみの搬入処理手数料減免

制度の内容	<p>次の条件に当てはまる場合、搬入処理手数料を減免します。</p> <p>①「瞬間最大風速 35m/秒以上の台風」「震度4以上の地震」によって生じた災害ごみを、佐賀市清掃工場へ直接搬入する場合</p> <p>②「①の災害規模に該当しないが、罹災証明書の発行を受けた災害」によって生じた災害ごみを、佐賀市清掃工場へ直接搬入する場合 ※清掃工場の受付時に罹災証明書の提示が必要です。</p>
制度が適用される方	佐賀市内の居宅が被災した方
制度適用時の注意点	上記①、②に該当する災害の場合のみ減免対象となります。
受付窓口	佐賀市清掃工場（佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369）
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・住所が確認できる書類（運転免許証など）
問い合わせ先	<p>佐賀市環境部 循環型社会推進課（0952-30-2430）</p> <p>junkan@city.saga.lg.jp</p>

(4 2) し尿くみ取り手数料の半額助成

制度の内容	佐賀市災害対策本部が設置された豪雨等の災害、若しくはその他の状況により市長が認めた災害に罹災した世帯について、「災害時し尿汲取実施要領」に基づき、各地区の汲み取り許可業者から罹災者の方に汲み取り手数料の1/2を返還します。
制度が適用される方	豪雨等により便槽が浸水した世帯
制度適用時の注意点	公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業により下水道が供用開始されて3年を経過した区域の世帯は対象外
受付窓口	各地区の汲み取り許可業者にお問い合わせください
手続に必要なもの	市と各地区の汲み取り許可業者との間で手続きを行いますので、罹災者の方が用意するものはございませんが、便槽が浸水した場合は、速やか(3 日程度)に各地区の汲み取り許可業者にお問い合わせください。
問い合わせ先	<p>佐賀市環境部 衛生センター（0952-26-7302）</p> <p>eisei@city.saga.lg.jp</p>

2. 住まいの確保・再建のための支援

<復旧への支援・助成>

(43) 災害ボランティアの派遣

制度の内容	<p>災害時には、市内外から多くのボランティアが駆けつけることが想定されます。</p> <p>被災者の様々なニーズとこれらのボランティアをつなぐため、佐賀市社会福祉協議会では、佐賀市からの要請を受け協議の上災害ボランティアセンターを設置しますので、被災し支援が必要な方は遠慮なくご相談ください。</p> <p>災害ボランティアセンターでは、ボランティアの受入れ、ニーズの受付、ボランティアの派遣に至るまでの以下の業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 災害ボランティアの受付（特定の技能、資格等を要する専門ボランティア以外のもの）及び派遣(2) 被災者からのボランティアニーズの把握(3) ボランティア募集等の情報発信(4) 災害ボランティア活動に必要な物品等の調達(5) 佐賀市災害対策本部との連携による災害情報の収集及び市民等に対する情報の提供(6) その他、センターの運営にあたり必要な事項
制度が適用される方	罹災世帯
制度適用時の注意点	—
受付窓口	佐賀市災害ボランティアセンター（佐賀市社会福祉協議会内）
手続に必要なもの	特にありません。電話にてお問い合わせください。
問い合わせ先	佐賀市社会福祉協議会（0952-32-6670） soumu@scshakyou.jp

(44) 土砂等の除去・埋戻し等の復旧作業費用の助成

制度の内容	宅地に土砂等が流入、又は、宅地から土砂等が流失したとき、佐賀市から土砂等の除去、または流出土砂の埋め戻しにかかる費用の一部を助成します。
制度が適用される方	罹災された住宅又は宅地の所有者等
制度適用時の注意点	補助対象とならない経費もあります。詳しくは下記までお問い合わせください。
受付窓口	本庁 2 階 危機管理防災課
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害復旧作業支援補助金交付申請書 （自治会長による罹災確認の証明が必要となります。） ・復旧作業費の見積書及び領収書 ・復旧作業前後の写真
問い合わせ先	佐賀市総務部 危機管理防災課 地域防災係（0952-40-7034） shouboubousai@city.saga.lg.jp

(45) 住宅の応急修理（災害救助法）

<p>制度の内容</p>	<p>災害で住家が被害を受けたが自ら修理する資力がない世帯、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、災害救助法に基づき応急的に修理します。</p> <p>【応急修理の実施】市が業者に委託して実施</p> <p>【修理限度額】1世帯あたり以下の通り（令和元年10月基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模半壊又は半壊、半焼、流出の世帯：59万5千円以内 ・一部損壊（損害割合10%以上20%未満）の世帯：30万円以内 <p>※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。</p>
<p>制度が適用される方</p>	<p>災害救助法が適用され、以下の要件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書において「全壊、大規模半壊、半壊及び一部損壊（準半壊）」と判定されている方 ・応急仮設住宅に入居していない方
<p>制度適用時の注意点</p>	<p>応急仮設住宅に入居している場合、対象となりません。</p>
<p>受付窓口</p>	<p>本庁4階 建築住宅課</p>
<p>手続に必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書 ・申出書（資力に関するもの） ・印鑑 ・罹災証明書 ・被災後の写真
<p>問い合わせ先</p>	<p>佐賀市建設部 建築住宅課 住宅政策係（0952-40-7291） kenchikujutaku@city.saga.lg.jp</p>

<融資>

(46) 災害復興住宅融資（建設）

制度の内容	<p>自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、本市から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません※。 ※ 店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。 ・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ・この融資は、融資の日から最長3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>融資限度額（※1）</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地を取得する場合（※3）</td> <td>3,700万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>土地を取得しない場合</td> <td>2,700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 上記の額又は所要額のいずれか低い額が上限となります。また、高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額、所要額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限です。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなるまでです。※元金据置期間は設定不能。</p> <p>※3 土地を取得する場合とは、罹災後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいいます。</p> <p>（注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（下記URL参照）又は下記の問い合わせ先にご確認ください。</p>		融資限度額（※1）	返済期間（※2）	土地を取得する場合（※3）	3,700万円	35年	土地を取得しない場合
	融資限度額（※1）	返済期間（※2）						
土地を取得する場合（※3）	3,700万円	35年						
土地を取得しない場合	2,700万円							
制度が適用される方	ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方							
制度適用時の注意点	「準半壊」及び「一部損壊」は対象外となります。							
受付窓口	独立行政法人住宅金融支援機構 本店（郵送）							
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・借入申込書類 ・収入及び納税に関する証明書 ・本人確認資料 ・工事請負契約書、売買契約書、土地の登記事項証明書 等 							
問い合わせ先	独立行政法人住宅金融支援機構お客さまコールセンター （0120-086-353）※災害専用ダイヤル							
URL	https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html							

(47) 災害復興住宅融資（住宅購入）

<p>制度の内容</p>	<p>自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、本市から「罹災証明書」を交付されている方が、新築住宅、中古住宅を購入する場合に受けられる融資です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません※。 ※ 店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。 ・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ・この融資は、融資の日から最長3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長できます。 <table border="1" data-bbox="504 734 1115 875"> <tr> <td>融資限度額（※1）</td> <td>返済期間（※2）</td> </tr> <tr> <td>3,700万円</td> <td>35年</td> </tr> </table> <p>※1 上記の額又は所要額のいずれか低い額が上限となります。また、高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額、所要額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（下記 URL 参照）又は下記の問い合わせ先にご確認ください。</p>	融資限度額（※1）	返済期間（※2）	3,700万円	35年
融資限度額（※1）	返済期間（※2）				
3,700万円	35年				
<p>制度が適用される方</p>	<p>ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方</p>				
<p>制度適用時の注意点</p>	<p>「準半壊」及び「一部損壊」は対象外となります。</p>				
<p>受付窓口</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構 本店（郵送）</p>				
<p>手続に必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・借入申込書類 ・収入及び納税に関する証明書 ・本人確認資料 ・工事請負契約書、売買契約書、土地の登記事項証明書 等 				
<p>問い合わせ先</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構お客さまコールセンター （0120-086-353）※災害専用ダイヤル</p>				
<p>URL</p>	<p>https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html</p>				

(48) 災害復興住宅融資（補修）

<p>制度の内容</p>	<p>自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、本市から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ・この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 <table border="1" data-bbox="504 591 1115 730"> <thead> <tr> <th>融資限度額（※1）</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,200万円</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 上記の額又は所要額のいずれか低い額が上限となります。また、高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額、所要額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（下記 URL 参照）又は下記の問い合わせ先にご確認ください。</p>	融資限度額（※1）	返済期間（※2）	1,200万円	20年
融資限度額（※1）	返済期間（※2）				
1,200万円	20年				
<p>制度が適用される方</p>	<p>ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方</p>				
<p>制度適用時の注意点</p>	<p>—</p>				
<p>受付窓口</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構 本店（郵送）</p>				
<p>手続に必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・借入申込書類 ・収入及び納税に関する証明書 ・本人確認資料 ・工事請負契約書、売買契約書、土地の登記事項証明書 等 				
<p>問い合わせ先</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構お客さまコールセンター （0120-086-353）※災害専用ダイヤル</p>				
<p>URL</p>	<p>https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html</p>				

(49) 生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））

制度の内容	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです								
	【貸付限度額等】								
	・福祉費（住宅補修費）								
	<table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>250万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6か月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> </table>	貸付限度額	250万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6か月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
	貸付限度額	250万円（目安）							
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%								
据置期間	貸付けの日から6か月以内								
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）								
制度が適用される方	低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯								
制度適用時の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ福祉費で、災害援護資金（P.14 に掲載）の融資を受けた場合、住宅補修費の融資は受けられません。 ・大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置が実施されることがあります。 ・このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、佐賀県社会福祉協議会、又は佐賀市社会福祉協議会にご相談ください。 								
受付窓口	佐賀市社会福祉協議会（佐賀市兵庫北三丁目8番36号）								
手続に必要なもの	資金の種類、世帯状況により用意するものが異なりますので、まずはお電話をお願いします。								
問い合わせ先	佐賀市社会福祉協議会（0952-32-6670） fukushi@scshakyou.jp								

(50) 佐賀県母子父子寡婦福祉基金の住宅資金

<p>制度の内容</p>	<p>母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るため、住宅の建設・購入・補修等に必要な資金を貸し付ける制度です。</p> <p>【貸付限度額等】</p> <table border="1" data-bbox="432 506 1406 757"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円。 災害等により必要と認められる場合200万円</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な費用</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>保証人を立てた場合無利子。立てない場合、年1%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付後6ヶ月</td> </tr> </table>	貸付限度額	150万円。 災害等により必要と認められる場合200万円	対象経費	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な費用	利率	保証人を立てた場合無利子。立てない場合、年1%	据置期間	貸付後6ヶ月
貸付限度額	150万円。 災害等により必要と認められる場合200万円								
対象経費	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な費用								
利率	保証人を立てた場合無利子。立てない場合、年1%								
据置期間	貸付後6ヶ月								
<p>制度が適用される方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） <ol style="list-style-type: none"> 1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養する方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ・父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） <ol style="list-style-type: none"> 1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養する方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ・寡婦福祉資金（以下のどちらかに該当する方が対象） <ol style="list-style-type: none"> 1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方）40歳以上の配偶者のいない女子でかつ母子家庭の母及び寡婦以外の方 2. 40歳以上の配偶者のいない女子でかつ母子家庭の母及び寡婦以外の方 								
<p>制度適用時の注意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付資金の種類に応じて条件があります。また、振込日に応じて申請書の提出期限を定めている場合があります。詳しくは、下記問い合わせ先にお問い合わせください。 ・災害により被災した母子家庭・父子家庭・寡婦等に対し、償還金の支払い猶予制度があります。P.29をご参照ください。 								
<p>受付窓口</p>	<p>本庁1階58番窓口</p>								
<p>手続に必要なもの</p>	<p>事前にお問い合わせください。</p>								
<p>問い合わせ先</p>	<p>佐賀市子育て支援部 こども家庭課 ひとり親支援係 (0952-40-7292) kodomo@city.saga.lg.jp</p>								

(5 1) 宅地防災工事資金融資

<p>制度の内容</p>	<p>地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の撤去を含む）の工事のための費用を融資します。</p> <p>【貸付限度額等】</p> <table border="1" data-bbox="432 546 1240 622"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1,190万円 ※</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内</td> </tr> </table> <p>※上記の額又は所要額のいずれか低い額が上限となります。 (注) 詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（下記 URL 参照）又は下記の問い合わせ先にご確認ください。</p>	融資限度額	1,190万円 ※	償還期間	20年以内
融資限度額	1,190万円 ※				
償還期間	20年以内				
<p>制度が適用される方</p>	<p>宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた方</p>				
<p>制度適用時の注意点</p>	<p>—</p>				
<p>受付窓口</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構 本店（郵送又は来店）</p>				
<p>手続に必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告書又は改善命令書 ・ 借入申込書類 ・ 収入及び納税に関する証明書 ・ 本人確認資料 ・ 土地の登記事項証明書 等 				
<p>問い合わせ先</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター （コールセンター 0120-0860-35）※通話料無料</p>				
<p>URL</p>	<p>https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/takubo/index.html</p>				

(52) 地すべり等関連住宅融資

制度の内容	<p>地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合にご利用いただけます。</p> <p>【融資対象となる地すべり等関連住宅】</p> <table border="1"> <tr> <td>地すべり関連住宅</td> <td>地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋を指す。</td> </tr> <tr> <td>土砂災害関連住宅</td> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋を指す。</td> </tr> <tr> <td>密集市街地関連住宅</td> <td>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建築又は購入される住宅部分を有する家屋を指す。</td> </tr> </table> <p>【融資限度額等】</p> <p>(1) 移転資金又は建設資金の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">融資限度額（※1）</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地を取得する場合（※2）</td> <td>3,700万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>土地を取得しない場合</td> <td>2,700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 購入資金の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資限度額（※1）</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,700万円</td> <td>35年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 上記の額又は所要額のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 土地を取得する場合とは、罹災後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいいます。</p> <p>（注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（下記 URL 参照）又は下記の問い合わせ先にご確認ください。</p>	地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋を指す。	土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋を指す。	密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建築又は購入される住宅部分を有する家屋を指す。	融資限度額（※1）		返済期間	土地を取得する場合（※2）	3,700万円	35年	土地を取得しない場合	2,700万円	融資限度額（※1）	返済期間	3,700万円	35年
	地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋を指す。																	
	土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋を指す。																	
	密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建築又は購入される住宅部分を有する家屋を指す。																	
	融資限度額（※1）		返済期間																
	土地を取得する場合（※2）	3,700万円	35年																
	土地を取得しない場合	2,700万円																	
	融資限度額（※1）	返済期間																	
	3,700万円	35年																	
	制度が適用される方	<p>関連事業計画又は勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借者又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方</p>																	
制度適用時の注意点	—																		
受付窓口	独立行政法人住宅金融支援機構 本店（郵送又は来店）																		
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・移転などを要することを証明する書類 ・借入申込書類 ・収入及び納税に関する書類 ・本人確認資料 ・土地及び既存家屋の登記事項証明書 																		
問い合わせ先	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター （ 0120-0860-35 ）※通話料無料																		
URL	https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/jisuberi/index.html																		

<住宅の提供>

(53) 市営住宅への一時入居

制度の内容	罹災者の生活再建を支援することを目的として、一時的な居住場所の確保が困難な場合、住宅確保までの一時的な居住場所として市営住宅を提供します。 空き室の提供となりますので、被災されたご自宅の近隣で提供できない場合がございます。あらかじめご了承ください。
制度が適用される方	佐賀市内で発生した火災及び災害対策基本法第2条第1号に定める災害により、住宅に被害を受け、居住不能な方
制度適用時の注意点	一時使用の期間は、原則3カ月以内とします。
受付窓口	本庁5階 建築住宅課
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・申請者ご本人であることを確認できるもの（健康保険証など）・認印・罹災証明書 ※罹災者及びその同居家族以外の方が手続きを行う場合、委任状が必要です。
問い合わせ先	佐賀市建設部 建築住宅課 住宅政策係（0952-40-7291） kenchikujutaku@city.saga.lg.jp

(54) 民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅）（災害救助法）

制度の内容	<p>災害で住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居を確保することができない方に対して、民間賃貸住宅を借り上げて提供する事業があります。</p> <p>【みなし仮設住宅の実施】 県・貸主・入居者の3者で締結する定期建物賃貸借契約です</p>
制度が適用される方	<p>災害救助法が適用され、以下の要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅の全壊、全焼又は流出により居住する住家がない方 （「半壊」「大規模半壊」を含む）であって、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方など要相談） 2. 自らの資力では住家を確保することができない方 3. 被災した住宅の応急修理制度又は障害物の除去制度を利用していない方
制度適用時の注意点	<p>応急仮設住宅に入居している場合、対象となりません。 借上げ住宅には、家賃上限額等の条件があります。</p>
受付窓口	<p>本庁5階 建築住宅課</p>
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書 ・ 申出書（資力に関するもの） ・ 罹災証明書 ・ 被災後の写真
問い合わせ先	<p>佐賀市建設部 建築住宅課 住宅政策係（0952-40-7291） kenchikujutaku@city.saga.lg.jp</p>

<減免>

(55) 建築確認手数料の免除

制度の内容	<p>災害により住宅を滅失し、又は破損した者が住宅の建築等をする場合に建築確認手数料等を免除するものです。</p> <p>【概要】 災害発生の日から6月以内に建築等を行う場合、建築確認申請手数料等を全額免除</p> <p>【免除対象となる手数料】</p> <ul style="list-style-type: none">• 確認申請手数料• 中間検査手数料• 完了検査手数料
制度が適用される方	住宅を建築等される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方
制度適用時の注意点	—
受付窓口	本庁5階 建築指導課
手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">• 建築確認申請書一式（図面等も含む）• 罹災証明書
問い合わせ先	佐賀市建設部 建築指導課 建築審査係（0952-40-7171） kenchikushido@city.saga.lg.jp

3. 農林漁業・中小企業・自営業者への支援制度

<融資>

(56) 災害貸付

制度の内容	日本政策金融公庫では地震、台風、豪雨などの災害により被害を受けた事業者の皆さまを対象とした「災害貸付」を行います。					
	ご利用いただける方	<table border="1"> <tr> <td>一般貸付・特別貸付</td> <td>生活衛生貸付</td> </tr> <tr> <td>別に指定された災害により被害を受けた事業者の方で、次のいずれかに該当する方 1. 災害により直接被害を受けた方 2. 前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方</td> <td>別に指定された災害により被害を受けた生活衛生関係の事業者の方または生活衛生同業組合等（以下「組合等」という。）で、次のいずれかに該当する方 1. 災害により直接被害を受けた方 2. 前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方 3. 前1、2に該当する方の営業復旧・再開のため共同購入事業を行う組合等</td> </tr> </table>	一般貸付・特別貸付	生活衛生貸付	別に指定された災害により被害を受けた事業者の方で、次のいずれかに該当する方 1. 災害により直接被害を受けた方 2. 前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方	別に指定された災害により被害を受けた生活衛生関係の事業者の方または生活衛生同業組合等（以下「組合等」という。）で、次のいずれかに該当する方 1. 災害により直接被害を受けた方 2. 前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方 3. 前1、2に該当する方の営業復旧・再開のため共同購入事業を行う組合等
	一般貸付・特別貸付	生活衛生貸付				
	別に指定された災害により被害を受けた事業者の方で、次のいずれかに該当する方 1. 災害により直接被害を受けた方 2. 前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方	別に指定された災害により被害を受けた生活衛生関係の事業者の方または生活衛生同業組合等（以下「組合等」という。）で、次のいずれかに該当する方 1. 災害により直接被害を受けた方 2. 前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方 3. 前1、2に該当する方の営業復旧・再開のため共同購入事業を行う組合等				
	資金のお使いみち	被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金				
	ご融資限度額	各融資制度のご融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額				
	ご返済期間	<table border="1"> <tr> <td>【一般貸付】 運転資金：10年以内 <うち据置期間2年以内> 設備資金：10年以内 <うち据置期間2年以内> 【特別貸付】 各融資制度に定められたご返済期間内<据置期間については各融資制度に定められた期間内></td> <td> 一般貸付または振興事業貸付のご融資限度額に1災害につき3,000万円（組合等は5,000万円）を加えた額 運転資金：10年以内<据置期間については各融資制度に定められた期間内> 設備資金：各融資制度に定められたご返済期間内<うち据置期間2年以内> </td> </tr> </table>	【一般貸付】 運転資金：10年以内 <うち据置期間2年以内> 設備資金：10年以内 <うち据置期間2年以内> 【特別貸付】 各融資制度に定められたご返済期間内<据置期間については各融資制度に定められた期間内>	一般貸付または振興事業貸付のご融資限度額に1災害につき3,000万円（組合等は5,000万円）を加えた額 運転資金：10年以内<据置期間については各融資制度に定められた期間内> 設備資金：各融資制度に定められたご返済期間内<うち据置期間2年以内>		
【一般貸付】 運転資金：10年以内 <うち据置期間2年以内> 設備資金：10年以内 <うち据置期間2年以内> 【特別貸付】 各融資制度に定められたご返済期間内<据置期間については各融資制度に定められた期間内>	一般貸付または振興事業貸付のご融資限度額に1災害につき3,000万円（組合等は5,000万円）を加えた額 運転資金：10年以内<据置期間については各融資制度に定められた期間内> 設備資金：各融資制度に定められたご返済期間内<うち据置期間2年以内>					
利率（年）	各融資制度に定められた利率					
担保・保証人	各融資制度に定められた利率 お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。					
制度適用時の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ご返済期間などによって異なる利率が適用されます。 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。 					
受付窓口	日本政策金融公庫 佐賀支店 国民生活事業					
手続に必要なもの	直接お問い合わせください。					
問い合わせ先	日本政策金融公庫 佐賀支店 国民生活事業（0952-22-3341）					
URL	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/saigaikashitsuke_m.html					

(57) 災害復旧貸付

<p>制度の内容</p>	<p>日本政策金融公庫では地震、台風、豪雨などの災害により被害を受けた事業者の皆さまを対象とした「災害復旧貸付」を行います。</p> <p>【融資限度額・利率（年）・ご返済期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 融資限度額 <ul style="list-style-type: none"> 直接貸付 別枠 1 億 5 千万円 代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠 7 千 5 百万円 • 利率（年） 基準利率 • ご返済期間 <ul style="list-style-type: none"> 設備資金 15 年以内（うち据置期間 2 年以内） 運転資金 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）
<p>制度が適用される方</p>	<p>別に指定された災害により被害を被った中小企業の方</p>
<p>制度適用時の注意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 • 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 • 5 年経過ごと金利見直し制度を選択できます。
<p>受付窓口</p>	<p>直接貸付 日本政策金融公庫佐賀支店 中小企業事業窓口 代理貸付 日本政策金融公庫中小企業事業の代理店窓口</p>
<p>手続きに必要なもの</p>	<p>直接お問い合わせください。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>日本政策金融公庫佐賀支店 中小企業事業 (0952-24-7224)</p>
<p>URL</p>	<p>https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/saigai.html</p>

(58) 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

制度の内容	商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。		
	資金の使い道	運転資金	設備資金
	融資限度額	2000万円	
	ご返済期間 (うち据置期間)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)
	利率(年)	特別利率F ※令和3年2月1日時点 1.21	
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・保証人、担保は不要 ・ご利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長等の推薦が必要です。 		
制度が適用される方	被害証明書等を受け、商工会議所等が策定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行う商工業者であって、激甚災害指定の適用を受けた地域に事業所を有し、当該事業所が災害により直接被害を受けられた方、及び直接被害を受けられた方の事業活動に相当程度依存されている方		
制度適用時の注意点	—		
受付窓口	ご加入する商工会議所、又は商工会にご相談ください。		
手続に必要なもの	窓口宛てお問い合わせ下さい。		
問い合わせ先	佐賀商工会議所 中小企業相談所 電話 0952-24-5158 FAX 0952-26-2914 佐賀市北商工会 電話 0952-62-0174 FAX 0952-62-2786 佐賀市南商工会 電話 0952-47-2590 FAX 0952-47-3756		

(59) 日本政策金融公庫による農林漁業者への資金貸付

制度の内容	日本政策金融公庫では、農林漁業者等に対する各種の資金貸付を行っています。		
	【資金貸付の種類】		
		農林水産事業	
	適用できる制度	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	農林漁業セーフティネット資金（災害）
	資金の使いみち	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
融資限度額	負担額の80%又は1施設あたり300万円（特例1施設あたり600万円）のいずれか低い額	（一般）600万円 【特認】年間経営費等の6/12以内	
融資期間 （うち据置期間）	15年以内（3年以内）	10年以内（3年以内）	
	<p>○農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金融資</p> <p>○林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金融資</p> <p>○漁業基盤整備資金：漁港、漁場施設の復旧のための資金融資</p> <p>上記のほかにも農林漁業者等に対する資金貸付があります。</p>		
制度が適用される方	農林漁業者等		
制度適用時の注意点	各種貸付事業の詳細については、日本政策金融公庫 佐賀支店にご確認ください。		
受付窓口	日本政策金融公庫佐賀支店 農林水産事業窓口		
手続に必要なもの	直接お問い合わせください。		
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫佐賀支店 農林水産事業 (0952-27-4120)		

<保証>

(60) セーフティネット保証4号

<p>制度の内容</p>	<p>自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。</p> <p>【保証額】 融資額の全額を保証（100%）</p> <p>【保証料率】 信用保証協会所定（0.95%以内）</p> <p>【保証限度額】 無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。</p> <p>【担保】 弾力的に取り扱う</p> <p>【保証人】 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要</p>
<p>制度が適用される方</p>	<p>下記、（イ）、（ロ）の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む）</p> <p>（イ） 指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があって、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。</p> <p>（ロ） 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市長の認定が必要）</p>
<p>制度適用時の注意点</p>	<p>信用保証協会または金融機関による審査の結果、ご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p>
<p>受付窓口</p>	<p>佐賀県信用保証協会（佐賀市白山二丁目1番12号（佐賀商工ビル2階・3階））、又は希望の金融機関窓口</p> <p>売上高等の減少にかかる市長の認定手続：本庁5階 商業振興課 金融・労政係</p>
<p>手続に必要なもの</p>	<p>問い合わせ先へご確認ください。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>佐賀県信用保証協会（0952-24-4342）</p> <p>売上高等の減少にかかる市長の認定手続： 佐賀市経済部 商業振興課 金融・労政係（0952-40-7102）</p>

4. 各受付窓口のご案内

○佐賀市役所

- ・本庁舎

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

電話（代表） 0952-24-3151

JR 佐賀駅から徒歩5分 佐賀駅バスセンターから徒歩2分

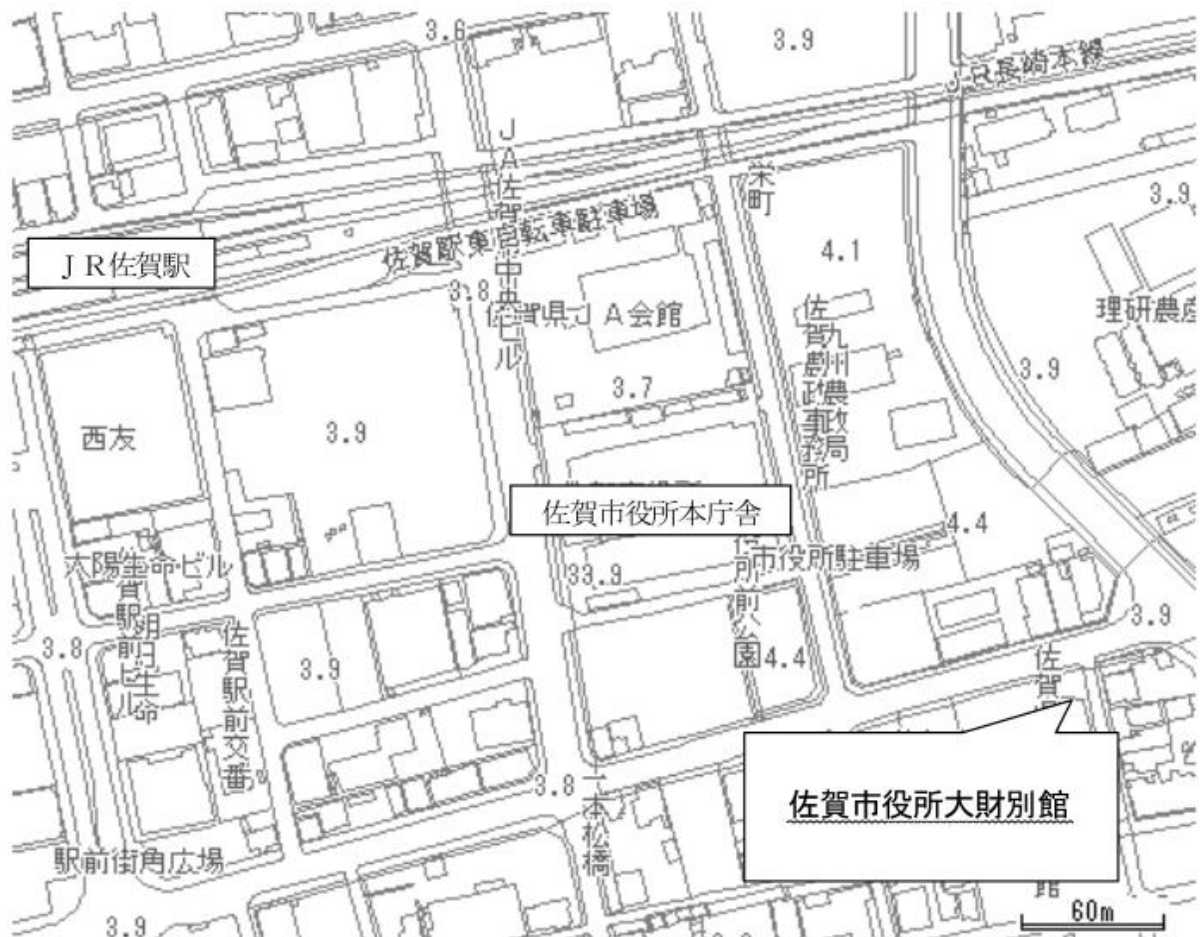
最寄りのバス停：「市役所前」、「市役所南」



- ・大財別館（教育委員会部局(7)～(9)、地域政策課(30)）

〒840-0811 佐賀県佐賀市大財3丁目11番21号

最寄りのバス停：「市役所南」、「戸上電機前」



- 佐賀市社会福祉協議会（P.11、14、37 関連）

〒849-0919 佐賀市兵庫北三丁目8番36号

佐賀市保健福祉会館（ほほえみ館）3階

○佐賀県税事務所

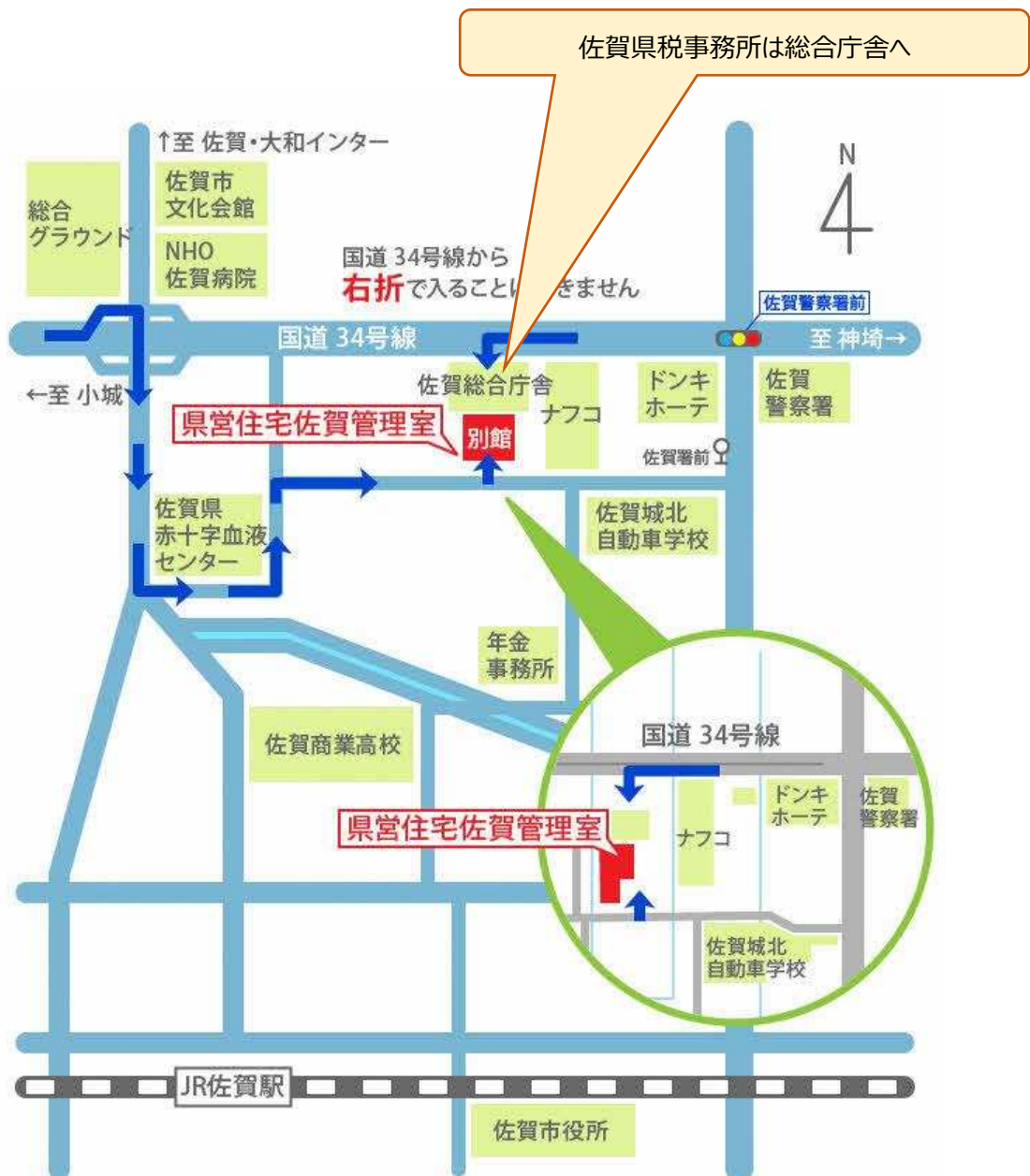
〒849-0925 佐賀市八丁畷町 8-1 (佐賀総合庁舎内)

電話 (代表) 0952-30-3162 FAX 0952-33-4628

○佐賀県営住宅 (東部地区) 指定管理者 (株) マベック佐賀管理室

〒849-0925 佐賀市八丁畷町 8 番 1 号 佐賀総合庁舎別館内

電話 (代表) 0952-20-2500 FAX 0952-20-2533



○（株）日本政策金融公庫 佐賀支店

〒840-0816 佐賀市駅南本町4番21号（佐賀銀行本店北側）

電話：〈国民生活事業〉 0952-22-3341

〈農林水産事業〉 0952-27-4120

〈中小企業事業〉 0952-24-7224

○佐賀県信用保証協会

〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号（佐賀商工ビル）

電話：0952-24-4341 FAX：0952-24-5698

○（株）商工組合中央金庫 佐賀支店

〒840-0801 佐賀市駅前中央一丁目6番23号（JR佐賀駅南）

電話：0952-23-8121

※独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構については、問い合わせ先が東京ですので掲載を省かせていただきます。

佐賀市 災害時被災者支援制度一覧

令和3年8月発行

佐賀市保健福祉部 福祉総務課

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

電話 0952-40-7249 FAX 0952-40-7393

公式サイト <https://www.city.saga.lg.jp/>